

「法律案審議録（国家公務員法の一部改正）昭和 55・56 年第 91・93・94 国会総理本府関係」（内閣法制局）中「国家公務員法の一部を改正する法律案（定年制度）想定問答集（昭和 55 年 10 月総理府人事局）」からの抜粋

注）数字は漢数字をアラビア数字に変更している（表題も同じ）

第 46 「法律に別段の定めのある場合を除き」としている理由及び具体例いかん。

答 今回の定年制度法案は、現在法律により定年が定められている職員については、それぞれの法律によることとして、適用対象から外すという考え方を採っているので、「法律に別段の定めのある場合を除き」と規定している。具体例としては、検察官（検察庁法第 22 条により定年が定められている。）及び大学教員（教育公務員特例法第 8 条により大学管理機関が停年を定めることとされている。）がある。

第 47 検察官、大学の教員については、年齢についてのみ特例を認めたのか。それとも全く今回の停年制度からはずしたのか。

答 定年、特例定年、勤務の延長及び再任用の制度の適用は除外されることとなるが、第 81 条の 5 の定年に関する事務の調整等の規定は、検察官、大学の教員についても適用されることとなる。